

①

定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
資産種類	1			
構造	2			
細目	3			
事業の用に供した年月	4			
取得価額又は製作価額	5	円	円	円
圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	6			
差引改定取得価額 (5)-(6)	7			
残存価額又は見積残存価額	8	()	()	()
帳簿価額	9			
期末現在の引当金等の金額	10			
引当中取崩額	11			
改定帳簿価額 (9)-(10)-(11)	12			
定額法又はリース期間定額法による債却額計算の基礎となる金額 (7)-(8)	13			
耐用年数	14	年	年	年
償却率	15			
リース期間の月数	16	月	月	月
当期に含まれるリース期間の月数	17			
当期償却額	18	円	円	円
当期発生度数	19	()	()	()
当期普通額	20			
割増償却額	21	条項	条項	条項
割増償却額	22	()円	()円	()円
特別償却限度額	23	条項	条項	条項
特別償却額	24	()円	()円	()円
計 (22)+(24)	25	外	外	外
前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	26			
合計 (20)+(25)+(26)	27			
当期償却額	28			
償却不足額 (27)-(28)	29			
償却超過額 (28)-(27)	30			
前期からの繰越額	31			
当認定期容損額	32			
引当金等取崩しによるもの	33			
差引合計翌期への繰越額 (30+(31)-(32)-(33))	34			
翌期に繰り越すべき償却不足額 (((29)-(32))と((25)+(26))のうち少ない金額)	35			
当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	36			
差引翌期への繰越額 (35-(36))	37			
翌期額への内訳	38			
当期分不足額	39			
合併等特別償却不足額 ((29)-(32))と(25)のうち少ない金額)	40			
備考				

1 この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、次の資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。
 2 (1) この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、次の資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。
 2 (2) 期の中途中で事業の用に供した資産。租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定（租税特別措置法第49条第1項及び第68条の37第1項の規定を除きます。）の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算」を添付してください。